

## 議案第17号

### 東広島市立学校給食センター運営委員会規則等の一部改正について

東広島市立学校給食センター運営委員会規則等の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年6月28日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

八本松学校給食センター、福富学校給食センター、豊栄学校給食センター及び河内学校給食センターを廃止し、新たに東広島北部学校給食センターを設置することに伴い、東広島市立学校給食センター運営委員会の名称変更、東広島市嘱託給食配送員の職の廃止その他所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

#### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

- (1) 東広島市立学校給食センター運営委員会の名称変更に関する規定  
平成29年8月1日
- (2) 東広島市嘱託給食配送員の職を廃止する規定  
平成29年9月1日
- (3) その他の規定  
公布の日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立学校給食センター運営委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市立学校給食センター運営委員会規則等の一部を改正する規則

(東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正)

第1条 東広島市立学校給食センター運営委員会規則(昭和52年東広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 東広島北部学校給食センター運営委員会

第3条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とする。

第4条第5号中「食教育」を「食育」に改め、同条第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

(東広島市立学校給食センター管理運営規則の一部改正)

第2条 東広島市立学校給食センター管理運営規則(昭和52年東広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、東広島市学校給食嘱託職員設置規則(平成19年東広島市教育委員会規則第12号)」を「及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則(平成21年東広島市教育委員会規則第2号)」に改める。

第3条第1項中「東広島市立小学校」を「東広島市立の小学校」に改め、「幼稚園」の右に「(以下「学校」という。)」を加え、同条第2項中「設置目的」を「設置の目的」に、「東広島市立保育所」を「東広島市立の保育所及び認定こども園(次条において「保育所等」という。)」に改める。

第4条中「学校給食」を「学校及び保育所等における給食」に、「土曜日、日曜日及び」を「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」に改め、同条ただし書中「調理場」を「給食センター」に改める。

第5条中「学校給食」を「学校における給食の実施」に、「保護者の」を「保護者が」に改め、「及び幼稚園」を削り、「東広島市指定金融機関」を「金融機関」に、「給食センターへ」を「給食センターに」に改める。

第6条中「速やかに教育委員会」を「直ちに教育長」に改める。

第7条第1項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

（東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正）

第3条 東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

別表東広島市嘱託給食調理員の項中「学校給食の」を「給食の」に改め、同表東広島市学校給食センター栄養士の項中「学校給食の栄養、食品衛生等に関すること」を「給食の栄養管理、衛生管理等に関すること。」に改め、同表東広島市嘱託配膳員の項中「学校給食の」を「給食の」に改め、同表東広島市嘱託給食配送員の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第1条中第4条の改正規定、第2条の規定及び第3条の改正規定（別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定を除く。）は公布の日から、第3条中別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定は同年9月1日から施行する。

東広島市立学校給食センター運営委員会規則（昭和52年東広島市教育委員会規則第3号）新旧対照表【抜粋】

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定により東広島市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において委員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>第3条 委員会の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 東広島学校給食センター運営委員会</p> <p>(2) 西条学校給食センター運営委員会</p> <p><u>(3) 東広島北部学校給食センター運営委員会</u></p> <p><u>(4) 安芸津学校給食センター運営委員会</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p>(1) 給食会計の予算及び決算に関すること。</p> <p>(2) 給食費に関すること。</p> <p>(3) 給食物資の購入に関すること。</p> <p>(4) 安全衛生管理に関すること。</p> <p>(5) <u>食育</u>の推進に関すること。</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、給食に関し必要な事項</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定により東広島市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において委員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。</p> <p>第3条 委員会の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 東広島学校給食センター運営委員会</p> <p>(2) 西条学校給食センター運営委員会</p> <p><u>(3) 八本松学校給食センター運営委員会</u></p> <p><u>(4) 福富学校給食センター運営委員会</u></p> <p><u>(5) 豊栄学校給食センター運営委員会</u></p> <p><u>(6) 河内学校給食センター運営委員会</u></p> <p><u>(7) 安芸津学校給食センター運営委員会</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p>(1) 給食会計の予算及び決算に関すること。</p> <p>(2) 給食費に関すること。</p> <p>(3) 給食物資の購入に関すること。</p> <p>(4) 安全衛生管理に関すること。</p> <p>(5) <u>食教育</u>の推進に関すること。</p> <p>(6) <u>その他</u>給食に関し必要な事項</p> |

東広島市立学校給食センター管理運営規則（昭和52年東広島市教育委員会規則第4号）新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p>  | <p>(趣旨)</p>  |
| <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>  | <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>  |
| <p>(職員及び職務)</p>  | <p>(職員及び職務)</p>  |
| <p>第2条 職員の職は、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）<u>及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）</u>に定めるもののほか、広島県教育委員会が任命する栄養に関する職員とする。</p> | <p>第2条 職員の職は、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成19年東広島市教育委員会規則第4号）、<u>東広島市学校給食嘱託職員設置規則（平成19年東広島市教育委員会規則第12号）</u>に定めるもののほか、広島県教育委員会が任命する栄養に関する職員とする。</p> |
| <p>2 前項の栄養に関する職員は、上司の命を受け、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に従事する。</p>  | <p>2 前項の栄養に関する職員は、上司の命を受け、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導、衛生管理、検食、物資管理、調査研究等に従事する。</p>  |
| <p>(業務)</p>  | <p>(業務)</p>  |
| <p>第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条の目的を達成するため、<u>東広島市立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）</u>における給食調理等の業務を処理するものとする。</p>                             | <p>第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条の目的を達成するため、<u>東広島市立小学校</u>、中学校及び幼稚園における給食調理等の業務を処理するものとする。</p>  |
| <p>2 給食センターは、その<u>設置の目的</u>を妨げない範囲内で、前項の業務のほか、<u>東広島市立の保育所及び認定こども園（次条において「保育所等」という。）</u>の給食調理等の業務を処理することができる。</p>                            | <p>2 給食センターは、その<u>設置目的</u>を妨げない範囲内で、前項の業務のほか、<u>東広島市立保育所</u>の給食調理等の業務を処理することができる。</p>  |
| <p>(給食)</p>  | <p>(給食)</p>  |
| <p>第4条 <u>学校及び保育所等における給食</u>は、<u>日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する</u>休日を除き、週5日実施する。ただし、学校又は<u>給食センター</u>の事情により実施しないことができる。</p>        | <p>第4条 <u>学校給食</u>は、<u>土曜日、日曜日及び</u>休日を除き、週5日実施する。ただし、学校又は<u>調理場</u>の事情により実施しないことができる。</p>   |
| <p>(給食費)</p>   | <p>(給食費)</p>   |
| <p>第5条 <u>学校における給食の実施</u>に伴い<u>保護者が</u>負担する給食費は、別に定めるところにより、<u>学校</u>から市内の<u>金融機関</u>を経由して、<u>給食センター</u>に納入する。</p>                           | <p>第5条 <u>学校給食</u>に伴い<u>保護者の</u>負担する給食費は、別に定めるところにより、<u>学校及び幼稚園</u>から市内の<u>東広島市指定金融機関</u>を経由して、<u>給食センター</u>へ納入する。</p>                     |
| <p>(異常事態の処理)</p>   | <p>(異常事態の処理)</p>   |
| <p>第6条 給食センターに異常事態が生じたときは、所長は、<u>直ちに教育長</u>に報告し、その指示によって処理しなければならない。</p>   | <p>第6条 給食センターに異常事態が生じたときは、所長は、<u>速やかに教育委員会</u>に報告し、その指示によって処理しなければならない。</p>  |
| <p>(安全衛生委員会の設置)</p>  | <p>(安全衛生委員会の設置)</p>  |
| <p>第7条 給食センター（50人以上の職員が勤務するものに限る。）に、次に</p>   | <p>第7条 給食センター（50人以上の職員が勤務するものに限る。）に、次に</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>掲げる事項を調査審議させるため、安全衛生委員会を置く。</p> <p>(1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事<br/> (2) 職員の健康の障害を防止するための基本となるべき対策に関する事<br/> (3) 職員の健康の保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関する事<br/> (4) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する事<br/> (5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第21条各号及び第22条各号に掲げる事項</p> <p>2 安全衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育長が別に定める。<br/> （委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> | <p>掲げる事項を調査審議させるため、安全衛生委員会を置く。</p> <p>(1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事<br/> (2) 職員の健康の障害を防止するための基本となるべき対策に関する事<br/> (3) 職員の健康の保持及び増進を図るための基本となるべき対策に関する事<br/> (4) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関する事<br/> (5) <u>その他</u>労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第21条各号及び第22条各号に掲げる事項</p> <p>2 安全衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、教育長が別に定める。<br/> （委任）</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、給食センターの管理運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> |

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）【抜粋】

| 新   |   |   |                             | 旧   |   |   |                            |
|---|---|---|-----------------------------|---|---|---|----------------------------|
| (委任)<br>第23条 この規則に定めるもののほか、非常勤職員に関し必要な事項は、 <u>教育長</u> が別に定める。<br>別表（第5条、第6条、第14条関係） |   |   |                             | (委任)<br>第23条 この規則に定めるもののほか、非常勤職員に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。<br>別表（第5条、第6条、第14条関係） |   |   |                            |
| 職名  | 所属  | 報酬の額  | 職務の内容                       | 職名  | 所属  | 報酬の額  | 職務の内容                      |
| 東広島市<br>嘱託給食調理員   | 学校給食センター（東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）第14条第1項に規定する給食センターをいう。以下同じ。） | 日額6,750円<br>（1日の所定勤務時間が5時間の場合にあっては日額4,750円、4時間の場合にあっては日額3,800円、4時間未満の場合にあっては1時間につき950円） | <u>給食の調理等</u>               | 東広島市<br>嘱託給食調理員   | 学校給食センター（東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）第14条第1項に規定する給食センターをいう。以下同じ。） | 日額6,750円<br>（1日の所定勤務時間が5時間の場合にあっては日額4,750円、4時間の場合にあっては日額3,800円、4時間未満の場合にあっては1時間につき950円） | <u>学校給食の調理等</u>            |
| 東広島市<br>学校給食センター<br>栄養士   | 学校給食センター  | 月額182,000円  | <u>給食の栄養管理、衛生管理等に関すること。</u> | 東広島市<br>学校給食センター<br>栄養士   | 学校給食センター  | 月額182,000円  | <u>学校給食の栄養、食品衛生等に関すること</u> |
| 東広島市<br>嘱託配膳員   | 学校給食センター  | 1時間につき950円  | <u>給食の配膳等</u>               | 東広島市<br>嘱託配膳員   | 学校給食センター  | 1時間につき950円  | <u>学校給食の配膳等</u>            |
|   |   |   |                             | <u>東広島市<br/>嘱託給食<br/>配送員</u>  | <u>学校給食センター</u>   | <u>1時間につき950円</u>   | <u>学校給食の配送等</u>            |